

公益社団法人石川県宅地建物取引業協会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人石川県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、「従たる事務所」を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、宅地建物取引業にかかる調査研究及び要望提言、法令及び実務等に関する適正な情報の提供、業務に携わる人材等の育成を通じ、宅地建物取引業の健全な運営の確保に資することを目的とする事業、宅地建物取引にかかる公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上、地域社会の健全な発展を目的とする事業、消費者の利益の擁護又は増進を図り、より良い住環境の形成を目的とする事業を行い、宅地建物取引業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員並びに宅地建物取引業に携わる人材等の育成に関する事業
- (2) 宅地建物取引に関する相談所の設置及び運営に関する事業
- (3) 宅地建物取引に関する法令及びこれら実務にかかる調査研究並びに要望提言に関する事業
- (4) 宅地建物取引に関する法令等の実務知識及び物件の流通情報等、インターネットを利用した情報の提供及び普及啓発、並びに指定流通機構への協力に関する事業
- (5) 宅地建物取引に関する地域行政との連携並びに地域社会の健全な発展を支援する事業
- (6) 地域貢献及び社会奉仕活動等を通じてより良い住環境の形成に寄与する事業
- (7) 宅地建物取引に関する不正事項の一掃対策に関する事業
- (8) 宅地建物取引業者及びその従業員の業務支援及び福利厚生に関する事業
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、石川県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、入会した次の会員をもって構成する。

(1) 正会員

宅地建物取引業法により、国土交通大臣免許又は石川県知事免許を受けた石川県内に主たる事務所を有する宅地建物取引業者。

(2) 準会員

前号正会員が石川県内に設置した従たる事務所の責任者、又は、他の都道府県に主たる事務所を有する宅地建物取引業者の石川県内に設置した従たる事務所の責任者。

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同する個人又は団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、承認を得なければならない。

(入会金)

第7条 前条の承認を得た者は、本会の経費として、総会において別に定める入会金を会員になろうとするときに本会へ納入しなければならない。

(会費)

第8条 本会の会員は、本会の経費として、総会において別に定める年会費を本会へ納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条の構成員規定に該当しないこととなったとき
- (2) 第8条の会費支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 第9条により退会したとき
- (4) 第11条により除名されたとき
- (5) 総正会員が同意したとき
- (6) 死亡したとき

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会（以下、「総会」という。）において当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(入会金及び会費の不返還)

第12条 本会は、いかなる場合も会員が既納した入会金及び会費は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書、財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他、法令又はこの定款で定められた総会決議事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、法令の定めにより必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て、代表理事（以下、「会長」という。）が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会の招集は、開催日の1週間前までに法令に定める事項を付記し、すべての正会員に通知するものとする。なお、議決権行使書面又は電磁的方法によって議決権を行使できると定めた場合は、2週間前までに通知するものとする。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、その都度出席した正会員から選任する。

(議決権及びその行使方法)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に関して、委任状又はその他代理権を証明する書面を提出して、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。この場合において、前条第2項の正会員及び議決権行使書面又は電磁的方法によって議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。

2 次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。この場合において、前条第2項の正会員及び議決権行使書面又は電磁的方法によって議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の種別及び員数)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
- (2) 監事 4名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事、6名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事並びに常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行するとともに、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に関わる職務を代理又は代行する。
4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、業務を執行する。

- 5** 常務理事は、会長、副会長、専務理事を補佐し、定められた業務を執行する。
- 6** 会長及び副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2** 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3** 監事は、その他法令で定められた職務を行い、権限を行使する。

(役員の任期)

- 第25条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2** 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3** 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第26条** 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

- 第27条** 理事は、無報酬とする。
- 2** 監事は、総会において別に定める「役員の報酬総額及び報酬の支給基準」に基づき算定した額を報酬として支給することができる。
 - 3** 前二項の規定にかかわらず、理事及び監事がその職務を遂行するにあたり必要な費用は、実費を弁償する範囲で支払うことができる。

(損害賠償責任の免除)

- 第28条** 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、役員等の損害賠償責任について、その要件に該当する場合には、理事会の決議を経て、損害賠償責任額から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2** 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、外部役員等の間で発生した損害賠償責任について、その要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(顧問及び相談役)

- 第29条** 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2** 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3** 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
 - 4** 顧問及び相談役の委嘱期間は、これを委嘱した会長の任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集し、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、出席理事の中からその都度選任する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、この場合、議長は理事として議決に加わることができない。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより、その要件を満たした場合は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 常務理事会

(常務理事会の設置)

第36条 本会に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって構成し、会長が議長となる。

3 常務理事会は、次の事項を行う。

- (1) 理事会から付託された事項
- (2) 一般会務の処理及び理事会への提案
- (3) 各委員会との連絡及び調整に関する事項
- (4) その他、理事会が決議した事項の執行に関する事項

4 常務理事会の運営に関する必要な事項は、理事会の定めるところによる。

第8章 委員会

(委員会)

第37条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議によって、委員会を置くことができる。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書は、直近の定時総会で報告しなければならない。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、他の書類については承認を得なければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の定めに基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第44条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日、又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律に定める法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が、清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律に定める法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 ブロック

(ブロック)

第47条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議によって、石川県内にブロックを置くことができる。

第13章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長並びに職員を置く。

第14章 雜 則

(施行の細則及び諸規程)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始とする。
- 3 本会最初の代表理事は、吉本重昭とする。
- 4 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日までに、正会員として入会した他の都道府県に主たる事務所を有する宅地建物取引業者の石川県内に設置した従たる事務所の責任者は、設立の登記以後も従前通り正会員として取り扱うものとする。